

お客様各位

日本航空株式会社

韓国税関 貨物事前情報提出制度への対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO をご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、韓国税関当局より、韓国向け航空機に搭載される貨物を対象としたマニフェスト情報事前提出制度を開始する旨の通知を受けており、弊社におきましては 2012 年 1 月 1 日より、下記の通り、施行いたします。

お客様各位には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **適用開始日**
2012年1月1日(日) 出発便より
2. **対象便**
韓国へ乗り入れる全ての便
・NRT-ICN JL951 JL959
・NRT-PUS JL957 JL969
・HND-GMP JL091 JL093 JL095
・KIX-GMP JL971 JL973
3. **対象貨物**
上記対象便に搭載される全ての貨物
4. **マニフェスト情報の伝達方法について**

マスターAWB(以降MAWB)情報、及びHAWB情報(混載貨物の場合)ともに、以下のいずれかの方法にて JALCARGOへご提出願います。

- ① 必要事項を記入した別添えの指示書と共に、書面(MAWB、必要情報が全て記載されたHouse Manifest等)にてJALCARGO空港部門にご提出頂く
- ② CCS等のベンダー経由で電子送信頂く

3. HAWB情報の送信に関わる手数料、提出締め切り時間について

▶手数料については、2012年1月1日(日)出発便搭載分より、以下の料金を申し受けます。

料金はMAWB上のOther Charge欄に記載下さいますようお願い致します。

	HAWBデータ提出方法	HAWB一件あたりの料金	Other Charge欄記載コード	提出締め切り時間
①	書面にてJALCARGO空港部門に提出	¥500	CC	便出発の3時間前
②	CCS等のベンダー経由で電子送信	¥150	CG	書類搬入前

*所定の時間までに正確な情報をご提供頂けない場合、オフロードや、受託をお断りする可能性もございますので、時間厳守を徹底いただきますようお願い致します。

*上記手数料は、日本地区発貨物が適用の対象となります。お支払い方法は前払い(prepaid)、着払い(charges collect)共に可能ですが、着払いの運送条件については最新のTACT Ruleをご参照下さい。

4. 書類(MAWB及びHouse Manifest)への記載方法について

▶ 貨物品名表記

混載貨物については、MAWB上の“Nature and Quantity of Goods”欄にCONSOLIDATION(AS PER ATTACHED MANIFEST)と記載をお願いします。

ストレート貨物、および混載貨物のHouse Manifestについては、正確かつ具体的な品名記載をお願いします。“Spare parts”や“Electronic Goods”といった曖昧な品名は、税関当局により受け付けられず、引き取りの許可が出ない可能性がございますので、ご注意くださいますようお願い致します。

▶ 個数表記

混載・ストレート貨物に限らず、SLAC個数がある場合は、実個数とともにMAWB、House Manifestの“Nature and Quantity of Goods”欄、または“No.of Pieces”欄等に記載いただきますようお願い致します。

▶ Shipper, Consignee 情報

混載貨物の場合はHouse Manifest上に、ストレート貨物の場合はMAWB上に、実際の荷主様及び荷受人様のお名前、ご住所を省略なく記載いただきますようお願い致します。

5. 送信頂くFWB, FHLメッセージについて

▶ 貨物の品名

FWB: 混載貨物の場合は、“Nature and Quantity of Goods”欄に“CONSOLIDATION(AS PER ATTACHED MANIFEST)”を記載下さい。

ストレート貨物の場合は、“Nature and Quantity of Goods”欄に正確な品名(20文字以内)を入力して下さい。

FHL: FHL内の“Nature and Quantity of Goods”欄は、Cargo-IMPのMessage Format上、15文字の制限があるため、お手数ですが、正式品名が16文字以上の場合は、頭の15文字を“Nature and Quantity of Goods”欄に入力することに加え、“Free-Text Description”欄に、“TXT/”に続けて、正式品名の全文を再度ご入力いただきますようお願い致します。

JALCARGOでは“Free-Text Description”欄に情報入力がある場合、これを正式品名として韓国税関に申告致します。

▶ 個数

FWB/FHL共に、実個数とSLAC個数の両方を送信願います。

但し、FWB/FHL共にシステム上、どちらかしか送信できない場合は、実個数を送信願います。

▶ Shipper, Consignee 情報

混載貨物の場合には FHL に、ストレート貨物の場合には FWB に、実際の荷主様及び荷受人様のお名前、ご住所を送信願います。

▶ 一度送信された FWB, FHL の訂正について

書類搬入前の情報訂正については、随時メッセージを再送していただいて結構です。

書類搬入後の情報訂正については、システムの都合上、メッセージの再送を受け付けることができませんので、お手数ですが、書面での再提出をお願い致します。

▶ BUP(Shipper's Build Up ULD)の取り使いについて

混載貨物において、当該貨物が複数の ULD に跨って積み付けられている場合は、ULD ごとの HAWB 積み付け明細をご提出願います。

▶ HAWB 情報を電子送信頂く場合の House Manifest の提出について

CCS 等のベンダー経由ご利用により電子的にハウス情報を送信いただく場合、JALCARGO では送信いただいた情報を、そのまま韓国税関システムに送信・登録しております。

しかしながら、貨物の円滑な取り扱いを図り、不測の事態への対処を図る目的から、「荷主様及び荷受人様のお名前、ご住所が記載された House Manifest」を MAWB へ添付頂きますようお願い致します。

6. Carrier's Liabilityについて

他の税関制度と同様に、弊社に対して韓国税関より過料または、貨物取卸し許可、着陸許可の取り消し等の罰則が発生した場合には、状況・原因を確認の上、お客様に過失が認められる場合は、弊社より、運送約款・民法の規定に基づき、損害賠償請求をさせていただく場合がございますので、ご理解の程お願い致します。

7. HAWB情報の守秘義務について

JALグループにおきましては、コンプライアンスの観点により、当局からの規制による理由以外でお客さまから頂いたHAWB情報を不当に外部に漏洩すること及び輸送に関する目的以外で不当に使用することはございません。

以上

To JALCARGO

年 月 日

お客様 会社名 _____

電話番号 _____

海外税関提出用データ登録依頼書

当社は、貴社に対し、当社混載貨物に関し、以下の作業を依頼します。

	対象貨物・依頼事項
運送状番号	131 -
依頼事項	<p>Master に紐づく House AWB の件数 _____ 件</p> <p><input type="checkbox"/> <u>House AWB 情報のマニュアル入力の実施。</u> 提出必須項目が記載されている H/Manifest(AWB)を確かに添付していることを確認しました。</p> <p>*マニュアル入力の場合、House AWB1 件につき、¥500.-の手数料を申し受けますので、AWB Other charge due Carrier 欄へ、Special Code:CC にて合計金額を記載願います。 例:// CC: ¥500 x 5(件) = ¥2,500 //</p> <p>(その他)</p> <p>_____</p>

※お手数ですが、添付指示書を対象貨物運送状に添付の上、予約便出発の 3 時間前までに弊社空港部門に搬入願います。